

農業委員会令和5年7月総会

開催日時 令和5年7月20日 午後2時20分～  
開催場所 守口市役所1階 行政委員会会議室  
出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③大倉 利文  
④大西 庄治 ⑤木村 剛久 ⑥砂口 勝紀  
⑦辻本 恵美子 ⑧辻本 卓郎 ⑨中東 郷美  
⑩西川 成美 ⑪橋本 徹 ⑫三島 雅子  
⑬山崎 勝彦 ⑭山田 哲三

事務局 阪本、寺澤、柴崎、満永、中道

閉会時間 午後3時00分

西口会長 進めて行ってよろしいか。

職務代理者からの報告第6項からお願いします。

事務局 田中会長職務代理者の就任の御挨拶だけいただけたら。

田中職務代理 職務代理という物すごく大きなあれなのですが、本当にお世話になってもう3年間本当に皆様のお役に立つこともできなかったと思うのですが、守口で農業に携わっているその強さで、またこの3年間会長を支えるというか突っつきながら頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

皆さんも協力をよろしくお願いします。

(拍手)

西口会長 あまり突っついたらわし飛んでまうで。

ありがとうございます。

それでは、引き続き議事を進めていきます。

8番で守口市農業委員会申し合せ事項について事務局より説明を求めます。お願いいたします。

事務局 それでは、守口市農業委員会申し合せ事項令和5年分を御覧ください。

座らせていただいて説明をさせていただきます。

現在の守口市農業委員会申し合せ事項は、平成25年1月から施行されており、現在の実態に則した申し合せ事項とするため、今回事務局より案として提案させていただくものです。こちらに御意見をいただきまして、次回の農業委員会総会で決定いただければと考えております。

それでは、別添の対照表の改正前と改正後を参考に御説明いたします。

1、委員の会議は原則毎月21日の午後2時としております。これは委員の方で定期的に行われる農産物の朝市担当を兼任され、午前に行われるため、委員会は午後を設定させていただきました。都合上必要に応じて開催日を変更し、また臨時に開催することもあります。御参考までに別紙令和5年度農業委員会総会日程案7月20日以降をお配りしております。

続きまして2、活動と担当区域ですが、後ほどの担当地区決定に当たり関係するものです。特に担当地区の農地パトロールを定期的に行い、不耕作地の指導や無断転用農地の防止に努め、その活動内容を活動記録簿に記入していただき、毎月の会議に御提出していただきます。年間の当農業委員会の最適化活動の目標に合わせ、その活動日数を月4回としております。

3、現地調査についてですが、農地転用による付近への影響や用排水の関係等を検討し、必要に応じて指導を行うための現状の現地調査は、担当区域委員の立会いのもと、基本毎月末に申請を締め切り、翌月の10日に行っております。しかしながら現状の農地法に係る事務処理要項は受理のあった日から2週間以内に届出者に発行するようにとあります。これらを鑑み、改正後案としまして記載のとおり、2週間以内に届出者に発行するため、担当区域委員、事務局がそれぞれ現地調査を行います。また無断転用は基本なしとし、ただし申請人、立会人がいない等調査ができない場合には、3者、つまり申請人、地区委員、事務局で日程調整を行います。

4、届出等、これは総会報告案件の処理について記載のとおりといたします。

5、証明等、これは現地調査が必要な事案を明確にするための記載事項です。

6、その他関係事案、その他関係事案につきましては、関係法令の規定に基づき、処理をいたします。

7、積立金を御覧ください。お1人月額2,000円を毎月の報酬から事務局において差し引くものでございます。この積立金は、慶弔費、全国農業新聞購読料等に支出し、任期満了、または辞任時に精算の上、返還するものです。本日委員の皆様で再就任の方につきましては、卓上に宛名がありますとおり長3封筒に還付額の書類を入れております。なお、21日付に振込返還をさせていただきます。

続きまして8、慶弔費等については、記載のとおりでございます。説明以外の部分につきましても、ぜひ御一読のほどお願い申し上げます。

以上で、申し合せ事項の説明とさせていただきます。

西口会長 委員の皆様方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き議事を進めてまいりたいと思います。

9番の守口市農業委員の業務について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 この農業委員の業務については、先ほど説明しました申し合せ事項と一部重複いたしますが、ここではその「担当地区」と「活動項目」について御確認と、担当地区の決定をお願いしたいと思います。お配りしております「農業委員名簿」「委員担当地区案」を御参考願います。

委員の皆様には農家との相談や、農地に関する諸問題に対して取り組んでいただくものです。担当地区一覧表を御覧ください。右上に記載の令和2年7月20日から令和5年7月19日までとありますように、右側の列には、3年前の担当地区に対応した委員のお名前を参考までに記載しております。今回再度委員に就任された方には、その地区を引き続きの案として左端の令和5年7月20日から令和8年7月19日までを明記しております。明記の根拠としましては、各担当者名におきましては、その担当地区の前任者からの推薦、もしくは地域から推薦され、今回委員としてなられた方です。また前期より引き続き農業委員としてなられた方につきましては、引き続き同地区、または隣接地区での案でございます。なお、中東委員、三島委員に関しましては、特定の団体、組織からの推薦の関係上中立委員でございますので、従来どおり担当地区設定から外させていただきます。

事務局からは以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。各地区の担当のお話がありました。従前からの農業委員の皆さん方は御承知だと思いますけども、新しい方はぜひ担当地区の農家の皆さん方の相談役になっていただきたいと思えます。その辺の相談事項については、いつも出ています農業委員会の活動記録簿というのがあります。そこにはいつも抜かりなく記入のほどをよろしくお願いいたしたいと思えます。

このリストで皆様方、何か御意見があったら伺いたいと思えますけども、この担当地区でよろしゅうございませうかね。

木村委員 担当地区ではないのですが、もう一つ前に戻らせていただきたいのですが、農業委員会の申し合せ事項の3番の現地調査、今まで毎月10日に行われていたやつが、期間内にやるために必要な場合にやるということは、日にちはその都度その都度決まるということになりますか。

事務局 そうですね、14日以内に手続を完了させるということですね。どのような形で現地調査をすべきかということといたしまして、事務局と今までどおりに日程を調整させてもらって行かせてもらうという方法、または例えば14日以内に手続を完了させるために月に3

日ぐらい、現地調査の候補日をあらかじめ決めておいて、その日程を空けていただくというような案、そして今回のように割と臨機応変に行けるようにそれぞれ都合がいいときに現地調査を行うというような案を検討しまして、その結果今書かせてもらっていますのが、事務局は事務局で行かせていただくと、担当委員さんは担当委員さんで地区の見回り等のときに例えば、転用が出ましたというときに見についていただくことでその辺の日程調整だったりとか毎月3日間日を空けないといけないとか、そういったところの委員さんの負担というのをできるだけ減らした形で現地調査をこれまでどおりといえますか、実施していけたらなというところで一応委員さんと事務局でそれぞれ14日以内に処理ができるように申請があってから10日以内にそれぞれ行くという形で今案として規定させてもらっております。

西口会長 木村委員、よろしいでしょうか。

木村委員 はい。

西口会長 ありがとうございます。再度伺いますけども、担当地区については異議がございませんね。

西川委員 ちょっとお聞きしてよろしいか。

私ね今回これを出させていただくのは、皆さんは今までとずっと同じで、私は初めてこういうふうに出させていただいておりますけど、この担当地域のこととちょっとお聞きしたいのですけども、会長が藤田を担当してはるというようなことと、辻本さんと山崎さんの担当地域が全く一緒だというのはどういうようなことで、私が今回初めてなものでよく分からないので、その辺を教えてくださいなと思います。

辻本恵美子委員 去年私が。

事務局 こっち側の辻本さんです。

西川委員 どうですか、教えてください。

西口会長 事務局、お願いいたします。

事務局 西口委員に関しましては、前回は右端のとおり、梶町を担当していただいたのですが、今回の案としては藤田町ということで、大倉委員は今回梶町を担当していただく案の提案でございます。なお、辻本卓郎委員と山崎勝彦委員、こちらは地区の農地の数が多いため分担ということで、この名目明記としましては同じような地区というふうに、また現地確認の際は交代でやっていただいたりしております。

以上でございます。

事務局 補足ですけども、この山崎さんと辻本さんはこの同じ地区に組合が2つありまして、それぞれで順番にやっている感じです。

西口会長 西川委員、それでよろしいですか。

西川委員 それと藤田・東町の方なんですけども、今までは久保田さんという方が担当しておられた藤田・東町からのそういうようなお方はおられないのですかね、西口さんが持たれているということは、どうなのでしょうか。

西口会長 お願いします。

事務局 そうですね、今までは推薦で上がってこられたのですけども、今は推薦と候補と分かれておりますので、候補の方が行っていただいて・・・させていただいたのですけど、そこの担当の方が抜けるので、新たに西口さんが入るといような形で。

西川委員 分かりました。

西口会長 ありがとうございます。

これで皆さん方、異議がないようでしたら事務局からそれぞれ地区のファイルをお配りいただきたいと思います。重要な書類でございますので、なくさないようによく保管をお願いいたします。

大西委員 今の区域のことではないのですけど、新しく検討されている申し合せ事項なのですが、その2の活動と担当区域というところの担当区域の農地パトロールを定期的に月4回程度行えというふうになっていきますけども、これは各担当者の担当農地を全部月に4回ということ考えるのか、あるいは月に4回というか4日程度パトロールをしてくださいというふうに考えるのか、どちらでしょうか。

西口会長 事務局、お願いします。

事務局 当農業委員会では、最適化活動を目標としまして公開しておりますのが、月に4回を設定しております。つきましては、週に1回程度の目安としまして各農業委員さんの皆様にその担当地区の見回り等を行っていただきたいという趣旨で4回という数字を入れさせていただきました。

以上でございます。

大西委員 担当の農地全部について月に4回。

事務局 そうですね。最終1年間を通じて各担当農地を1回ずつ最低は見にいってもらおうという形で、月に4回というのは4回で全てを行かないといけないというわけではございませんでして、例えばこの1日は2筆を見にいきましたとか、別の1日は近所の買物に行ったついでにスーパーの近くにある農地を見てきましたとか、そんな感じの1回1回を積み重ねて月に4回というふうな形で考えております。別に月に4回で担当地区の全ての農地を回っていただく必要というのはいりません。

大西委員 誤解のないように表現を考えていただいたらどうかと思います。

西口会長 地区の担当のパトロール回数というのは、心配をされていますけど

も、実際に考えてみたら私も梶を担当なのですが、4回てそんなことないと思います、もっと見ていると思います。実際に1回1回と・・・しているわけやないですけども、農地を巡回しているのは4回以上になると、多分大西委員も4回とおっしゃっていますけども、4回以上御覧になっていると思います。多分大丈夫だと思います。

余計なことを言いましたけど。

砂口委員 言ってもよろしいか。大切な資料をいただいているのですが、この地図と現地と整合していない部分があるのですが、これはどのように確認をされているのですかね。生産緑地として当然管理をしていかないとあかんとことろだということで現地確認をとということで。例えばこれをお持ちいただいたのですが、前回は同じようなのを頂いているのですが、現地に行けばそのようなものが何もないのです。そのへんのところがね机上で作られてされているのか、そのところだけ、前回はそのように質問をしたのですが、どなたもお答えがなかったのですが、そこはどうなんですかね整合性は。

事務局 今回作成させていただきましたのは、コンピューターですね。そのデータと台帳を突き合わせて分かる範囲で答申をさせていただいた次第でございます。なお、現地逐一赴いて作成したのではございませんので、後で説明をさせていただきたいのですが、担当地区の部分をお持ち帰りいただきまして、再就任の方の委員の皆様におきましては、前回のものと突合していただいて、ここが違うよとかをしていただければ事務局としてもありがたいと存じます。

砂口委員 そうしたら生産緑地の現地の把握はどこがされているのですか。現地調査に行くということは、ここは当然把握して現地調査に行くと、でも市として生産緑地として認定をして把握されている部分というのがあはずですわね。それはコンピューターで見て机上のものなのですか。

事務局 基本は生産緑地に関しましては、都市交通計画課の方で管理しておりまして、そちらから例えば解除になったあかつき等にございましては、農業委員会に連絡が来るということになって。

砂口委員 移動とかそういうことはいいとして、現状の把握というのはずっとこのまま来ているのかなというふうに思って、どこで是正してくれるのかなというようなことで言っているのですが、それは農業委員が現地に行って見てこいということですか。

事務局 パトロールをしていただいて、こうなっているということをございましたらこの部分は地図の表記と違うのと違いますか云々を事務局にお申出いただければありがたいかなと思います。

砂口委員 苦言を呈するようですけど、前回それないよと、この分はないよと

いう話をしたのですが、そのままでしたけどね。そこはきちんとちゃんと拾っていただけるのですか。

事務局 分かりました。そのあたりはお申しいただきましたら是正していくようにします。

大西委員 私のこの担当地区の自分ところの土地の部分ですけども、田と書いてるんですけど、生産緑地に申請しているんですけど、田だけで生産緑地の表示がないのです。

田中委員 私のところは北町1、生産緑地です。

大西委員 私のところですか、私のところはなっています。

田中委員 なっています、そうですね、看板が立っています。

西口会長 配っていただいたので、事務局、これの簡単な説明をお願いいたします。

事務局 開封1枚目に関しましては、担当委員名。空白の場合は決定委員の氏名をお書き願います。及び先ほど決定しました担当エリアを明記しております。そして地区内の表記、名義人、住所、農地の所在地、地目、現況、登記地籍等を明記しております。右端にはそれぞれの農地の所在が分かるよう地図の番号を地図右下に記しており、及び所在位置を上下左右で示しております。そして色分けに関しましては、緑色は生産緑地、水色は田、茶色は畑、そして斜線が防災協力農地となっております。

従前同じ担当地区におられた委員は、前回の地図と照合していただきまして、必要事項などを本日分に追記するなど工夫していただきまして、従来分は次回の総会までに事務局まで御返却のほどよろしく願います。

また、同担当地区で担当者がお代わりになられた委員は、お手数ですが、前任者との情報を共有していただければと存じます。

ファイルにつきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

そして、別紙の農業委員会「農業時報」の配布先リストを御覧ください。これは大阪府農業会議発行の時報を毎月委員様に担当地区長の自宅ポストへポスト投函をお願いしているものです。先ほど地区担当が決まりましたので、このリスト記載の委員様にその地区内の部数を先ほどお配りさせていただいた次第でございます。

以上です。

会長 ありがとうございます。先ほど・・・出ていますけども、ほかにご意見はないでしょうか。

山崎委員 今頂いた中身の名前の中でクエスチョンマークってこれあるのは、これは登記の名義人がこのクエスチョンマークで登記してはるの。

事務局 この一覧の左側にある登記名義人のところですかね。

山崎委員 そうそう、登記の名義人の氏名と書いてあるところがはてなマークになっている。

事務局 一般に使われていない字を使っている方がいらっしゃると思うのですけど。

山崎委員 昔の字ということですか。

事務局 であったり、1本多い漢字とかがあると思うのですけども、例えば高いという字であれば高であるとかちょっとコンピューター上、一般には認識できない漢字というのがございまして、一部そういった表記に農地台帳の方に写すときになってしまっている部分があるように出てしまっているのかなと思います。

大西委員 それは分かってるわけでしょ。元の正式な分が。だから手書きで付け加えるとかなんかしていただいたらいいのと違いますの。

大西委員 大体分かるけど、分かるねんけど何でここだけはてなマークなのかなと思って。要は、昔の字で今のパソコン上では出てこない字ということ。

事務局 そうですね、一般的にその字を。

橋本委員 漢字の問題やね。そこに人がおるかおらへんかじゃないねんね。

事務局 そうです。

橋本委員 おるねんね、そういう人が。

大倉委員 亡くなられた方の農園というのはどうなる。

事務局 その方については、農業委員会事務局に届出をしていただいている場合、そのままになっているという場合もございます。

西口会長 よろしいでしょうか。

橋本委員 登記の問題やな。

西口会長 それでは、次に参りたいと思います。事務局より委員の活動報告について説明をお願いいたします。

事務局 農業委員活動記録簿2枚を御覧ください。これは委員の皆様活動を透明化するために、全国の農業委員に設けられたものです。配付分は全国版の用紙とは異なり、都市農業に則した大阪版の活動記録簿です。御参考までに配付をしております。委員の皆様におきましては、再就任の方は引き続き御協力をお願いしたいと思います。なお、新しく就任された方等につきましては、1枚目は農水省ガイドラインに基づく最適化活動、2枚目が都市農業振興基本法を踏まえた活動に分かれておりますことをまず申し上げさせていただき、日常的に活動された際にはその都度その日付をその項目にチェックをさせていただき、翌月の総会開催日に御提出をお願いいたします。なお、不明な項目につきましては、事務局にお問合せいただければと存じます。



続きまして、委員の皆様に係る任務として、特に重要な農地転用について簡単に説明いたします。まず、農地転用とは、農地を農地以外のものにする事です。守口市は全域が市街化区域になっており、市街化区域で農地転用をする場合は、所管の農業委員へ届出をすることになっております。特に重要な農地法の3条、4条、5条が関係しており、3条は農地を農地として売買、もしくは賃借を行う場合の書類申請です。第4条は登記簿上の農地（田、畑）の所有権はそのままで、住宅や公共用地などに転用する場合の書類申請です。つまり農地の権利移動が伴わない転用でございます。そして第5条は、転用目的で土地の売買等を行う場合で、所有権の移転及び地目の変更を同時に行う場合には、5条申請が必要となります。つまり農地の権利移動、すなわち所有権移転、賃貸借設定等を伴う転用でございます。これらは個別案件により、複雑なことからその都度案件がありましたら総会等で御説明をさせていただきます。

以上で、守口市農業委員の業務について、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

西口会長 ありがとうございます。この件について何か御意見はございませんかね。

ありがとうございます。

次に進めたいと思います。それでは10について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 10、報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてを御参照ください。届出農地の詳細は記載のとおりでございます。令和5年6月15日付で届出があり、7月10日に現地調査を行い、7月10日当日受理通知書の発行を行ったものです。農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日12構改B第404号）第7の2の規定により、第6の3と同様に行うため、第6の3の(2)のアからウまでに該当しないことから受理しない場合には該当しません。

以上でございます。

西口会長 説明が終わりました。現地確認が行われました。辻本委員に御意見・補足がありましたらお願い申し上げたいと思います。

辻本委員 この■■■■さんと■■■さんは、■■■■に当たるおうちで、お兄さんが亡くなったときに娘さんに境界線をちゃんとはっきりしておいたほうがいいよということを書いてあったのです。それからこっこの市役所に調べにいったら1つだけはちゃんとなっていたけども、あとのところは未確認だったということで立会いをさせていただきまして、ちゃんときれいになっていましたので、異議がないと

思います。

以上です。

西口会長 ありがとうございます。この件について、何か御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

ないようでございますので、次の議題へ移りたいと思います。事務局、よろしくをお願いします。

事務局 それでは11、報告第7号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを御参照ください。届出農地の詳細は、記載のとおりでございます。令和5年6月9日付で届出があり、7月10日に現地調査を行い、7月12日に受理通知書の発行を行ったものです。農地法関連事務に係る処理基準につきましては、先ほどの第4条の件と同様に該当しないことから、受理しない場合には該当しません。以上でございます。

西口会長 説明が終わりました。現地確認が行われました。そのときに御足労いただいた山崎委員に御意見・補足がありましたらお願い申し上げたいと思います。

山崎委員 西口会長と現地調査に行って、全くもって問題がございませんでした。以上です。

西口会長 ありがとうございます。何か御意見はございませんか。

ないようでございますので、続きまして12の協議事項、「守口市都市計画審議会委員の推薦について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 令和5年6月30日付で守口市都市交通計画課より、守口市都市計画審議会委員の推薦について、依頼がございました。当審議会は、市長の諮問に応じ、守口市の都市計画に関する事項について、調査審議するものでございまして、学識経験のある者、関係行政機関や市議会議員などで構成されております。

農業委員会へは生産緑地等の関係から推薦の依頼がございまして、前任期間につきましては、西口会長が審議会委員をされておられました。そこで、今回、農業委員会の改選により、その残任期間（令和6年8月31日まで）の推薦依頼があったものでございます。

以上でございます。

西口会長 説明が終わりました。どういたしましょうか。

木村委員 引き続き会長に行っていたら。

西口会長 守口市都市計画審議会委員についての推薦の件でございます。

木村委員 会長にお願いしたいと思います。

西口会長 西口の案が出ています。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西口会長 異議なしでございますか。異議がなかったら挙手をお願いします。

(全員 挙手)

西口会長 ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。

微力ではありますが、守口市の都市計画審議委員に出させていただきます。また皆様方、私に対していろいろと御意見がありましたら頂戴できるとありがたいなと思います。その声はぜひとも守口市都市計画審議会でも意見を反映させていきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の案件は全て終わります。今回はちょっと時間が長くなりました。ありがとうございました。

私が緊張していて忘れておりましたが、議事録の署名人は決めていなかったですね。

事務局、お願いします。

事務局 できましたら、本日の署名人は五十音順に大倉委員と大西委員にお願いしたいと思いますが、いかがですか、会長。

西口会長 よろしくお願い申し上げたいと思います。

次回の総会の日程でございますが、8月21日月曜日、午後2時より市役所6階の研修室602号の開催を予定しています。そのときは万障繰り上げて御出席をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

守口市農業委員 署名委員